

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

		岡山県公報			
		発行 岡山県			
					
目次		担当課（室）		目次	
○ 【告示】 鳥獣保護区の存続期間の更新 ○ 鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新 ○ 特定猟具使用禁止区域の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 保安林の指定の解除 ○ 【公告】 一般競争入札の実施 ○ 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更 ○ 岡山県医療審議会からの答申 ○ 公共測量の実施 ○ 落札者等の決定 ○ 〃 ○ 【公安委員会】 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 ○ 〃		自然環境課 〃 〃 健康推進課 〃 治山課 税務課 環境管理課 医療推進課 監理課 用度課 〃 生活安全企画課 〃			
				担当課（室）	

◎岡山県告示第五百四十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成十八年岡山県告示第五百四十九号（鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新）及び同年岡山県告示第五百五十号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

新成羽川ダム鳥獣保護区

二 区域

高梁市備中町西油野地内において、一般県道奈良備中線と新成羽川ダムとの交点を起点として、同ダム天端下流側を南進して一般県道下郷惣田線に至り、同一般県道を南進して制札（平川一七六四―四番地）に至り、同制札から谷を西進して制札（平川二七八四番地）に至り、同制札から谷を北進して市道法谷線に至り、同市道を南進して市道乙原坪野線に至り、同市道を西進して広島県境に至り、同県境を北進して一般県道奈良備中線に至り、同一般県道を東進して西谷橋に至り、さらに南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

鉄山鳥獣保護区

二 区域

真庭市鉄山中村地区において、一般県道栗谷美甘線と大規模林道栗倉木屋原線との交点を起点として、同大規模林道を西進して新庄村境界に至り、同境界を北進して同

市栗谷地区（旧湯原町）と同市鉄山地区（旧美甘村）の境界に至り、同境界を東進して同一一般県道に至り、同一一般県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

飯ノ山鳥獣保護区

二 区域

真庭市上水田地内において、一般県道上有漢北房線と一般国道三一三号との交点を起点として、同一一般国道を東進して一般県道宮地有漢線に至り、同一一般県道を東進して市道原上町線に至り、同市道を東北進して市道下町江川線に至り、同市道を南進して同一一般県道に至り、同一一般県道を南進して林道森内線に至り、同林道を南西進してその終点に至り、同終点から谷を西進して里道池ノ奥線に至り、同里道を西北進して市道赤茂寺平線に至り、同市道を西北進して市道名小路川線に至り、同市道を西北進して市道西谷赤茂線に至り、同市道を西進して一般県道上有漢北房線に至り、同一一般県道を西北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

霞山鳥獣保護区

二 区域

苫田郡鏡野町富西谷地内において、真庭市境界と主要地方道久世中和線との交点を起点として、同主要地方道を南進して主要地方道湯原奥津線に至り、同主要地方道を西進して同市境界に至り、同境界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

梶並右手鳥獣保護区

二 区域

美作市右手地内において、主要地方道智頭勝田線と併用林道立木津谷線の交点を起点として、同併用林道を北西進して立木津谷国有林境界に至り、同境界を北西進して鳥取県境に至り、同県境を北東進して同主要地方道に至り、同主要地方道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成十八年岡山県告示第五百四十九号（鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新）及び同年岡山県告示第五百五十号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり区域の表示を変更するとともに存続期間を更新した。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

前島鳥獣保護区

二 区域

瀬戸内市牛窓町所在の前島、青島、黄島、黒島、中ノ小島及び端ノ小島の六島しよ

全域

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

鯉ヶ窪鳥獣保護区

二 区域

新見市哲西町野原地内において、市道鯉ヶ窪線と主要地方道北房井倉哲西線との交点を起点として、同主要地方道を西進して市道哲西線に至り、同市道を北進して一般国道一八二号に至り、同一一般国道を北進して一般県道哲多哲西線に至り、同一一般県道を北東進して市道鯉ヶ窪線に至り、同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 名称

岡南飛行場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市南区浦安地内において、児島湖第三号水門から第四号水門までの児島湖北岸と、福成川及び阿部池南堤に囲まれた一円の区域

三 面積

七三ヘクタール

四 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

吉備中山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市北区川入地内において、一般県道川入巖井線と一般県道真金吉備線との交点を起点として、同一般県道を北進して一般国道一八〇号に至り、同一般国道を東進して主要地方道妹尾御津線に至り、同主要地方道を南進して市道花尻あかね町線に至り、同市道を南進して主要地方道妹尾御津線に至り、同主要地方道を南進して一般県道川入巖井線に至り、同一般県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

五七七ヘクタール

四 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

備中稲荷山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市北区長野地内において、主要地方道妹尾御津線と一般県道長野高松線との交点を起点として、同一般県道を南進して稲荷参道に至り、同参道を北西進して市道竜王線に至り、同市道を北東進して同主要地方道に至り、同主要地方道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

一二〇ヘクタール

四 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

旭川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市中区平井地内において、主要地方道岡山玉野線と一般国道二号との交点を起点として、同一般国道を西進して一般県道福島橋本線に至り、同一般県道を北西進して一般国道二五〇号に至り、同一般国道を東進して同主要地方道に至り、同主要地方道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

二二六ヘクタール

四 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

藤戸特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

倉敷市亀山地内において、瀬戸中央自動車道と六間川との交点を起点として、同川左岸を南東進して倉敷川に至り、同川左岸を北東進してJR瀬戸大橋線に至り、同線を南進して郷内川に至り、同川左岸を南西進して主要地方道岡山児島線に至り、同主要地方道を南西進して市道粒江福江線に至り、同市道を北進して市道古新田粒江線に至り、同市道を西進して同自動車道に至り、同自動車道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

八〇四ヘクタール

四 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

深山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

高梁市落合町地内において、一般国道三一三号と市道原田中央線との交点を起点として、同市道を北西進して市道あせび線に至り、同市道を北東進して市道平岩線に至り、同市道を東進して同市道支線に至り、同市道支線を東進して市道井谷一号線に至り、同市道を南進して市道井谷中団地線に至り、同市道を南進して市道井谷一号線に至り、同市道を南進して市道井谷二号線に至り、同市道を南西進して同一般国道に至り、同一般国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

二七五ヘクタール

四 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器	
一 名称	旭川中流特定猟具使用禁止区域（銃）
二 区域	真庭市草加部地内の黒尾井堰 せき から真庭市中及び同市野川地内の玄澤井堰 せき までの間の 旭川河川地域
三 面積	九五ヘクタール
四 存続期間	平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで
五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器	

◎岡山県告示第五百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

マビ薬局

倉敷市真備町川辺一九二〇一

平成二十八年十月一日

杉の子薬局

加賀郡吉備中央町下加茂一〇三九

平成二十八年十月一日

訪問看護ステーションみこと

倉敷市天城台二丁目三番九号

平成二十八年十月一日

◎岡山県告示第五百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

杉の子薬局

加賀郡吉備中央町下加茂一〇三―九

平成二十八年九月三十日

◎岡山県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

美作市滝宮字滝ノ宮八九の一九、八九の二〇

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

〔四四四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名

岡山県税務システム専用機器（仕様指定）更新に係る機器借上げ及び保守

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び岡山県税務システム専用機器（仕様指定）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 借入場所

岡山県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守料総額の60分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、平成28年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 保守業務については、県内に事業所を有する等、障害発生時に早急に対応できる者であること。

(8) 借入物件について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が2(1)の要件に該当する者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086-226-7538（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部税務課電算管理班

電話 086-226-7242（直通）

電子メールアドレス zeimu@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年10月28日（金）から同年11月25日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、入札説明書については岡山県総務部税務課のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/11/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加（条件付）申込書を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成28年10月28日（金）から同年11月25日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成28年12月9日（金）午前10時

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本

人からの委任状を持参し，入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして，4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に1(1)の借入件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって平成28年12月8日（木）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加（条件付）申込書を提出した者は，平成28年12月8日（木）までの間において，契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Equipment replacement and maintenance services for the tax systems of
Okayama Prefectural Government

(2) Lease period :

From 1 April, 2017 through 31 March, 2022

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 9 December, 2016

(5) Contact point for the notice :

Taxation Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural
Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : (086) 226-7242

〔四四五〕瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条第一項の規定により瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を変更したので、次のとおり公表する。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部環境管理課及び各県民局地域政策部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

〔四四六〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十八年九月十五日

二 答申を受けた年月日

平成二十八年十月十七日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

〔四四七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市寿町地内ほか	測量区域
公共測量（倉敷市都市計画図修正業務委託）	測量の種類
平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで	測量期間

〔四四八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

マトリックス支援レーザ脱離イオン化飛行時間型質量分析計 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年九月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社大熊

岡山市南区大福三七八番地一

五 落札金額

六四、八〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、八〇〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年八月十六日

平成28年10月28日 岡山県公報 第11834号

〔四四九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年十月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

軽金属用X線CT 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年九月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社東陽テクニカ

東京都中央区八重洲一丁目一番六号

五 落札金額

五三、九九五、六八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、九九九、六八〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年八月十六日

◎岡山県公安委員会告示第百八十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十八年十月二十八日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。）

日 時	場 所
平成二十九年一月九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年一月十二日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年一月十六日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年一月十八日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年一月二十三日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年一月二十六日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

平成28年10月28日 岡山県公報 第11834号

平成二十九年一月三十日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年二月六日(月) 午前十時	
平成二十九年二月八日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年二月十三日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年二月十五日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年二月二十日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年二月二十三日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年二月二十七日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年三月六日(月) 午前十時	
平成二十九年三月七日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

2
フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十九年三月十七日（金） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十九年三月二十二日（水） 午前九時			
平成二十九年三月二十四日（金） 午前九時			

平成二十九年三月十三日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年三月十七日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年三月二十日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年三月二十二日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十九年三月二十七日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成二十九年三月二十七日（月） 午前九時	平成二十九年三月二十九日（水） 午前九時	平成二十九年三月三十一日（金） 午前九時

3 スキー射撃（クレイがセンターボールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十九年一月六日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十九年一月十二日（木） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場	
平成二十九年一月十三日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十九年一月十八日（水） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場	
平成二十九年一月二十日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十九年一月二十六日（木）		岡山市北区御津下田六二九	

平成28年10月28日 岡山県公報 第11834号

午後一時	平成二十九年一月二十七日(金) 午前十時	平成二十九年二月三日(金) 午前十時	平成二十九年二月八日(水) 午後一時	平成二十九年二月十日(金) 午前十時	平成二十九年二月十五日(水) 午後一時	平成二十九年二月十七日(金) 午前十時	平成二十九年二月二十三日(木) 午後一時	平成二十九年二月二十四日(金) 午前十時	平成二十九年三月三日(金) 午前十時	平成二十九年三月七日(火)
岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場		岡山市北区御津下田六二九

午後一時	岡山県クレ－射撃場
平成二十九年三月十日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年三月十七日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年三月十七日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年三月二十二日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年三月二十四日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年三月三十一日（金） 午前十時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百八十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十八年十月二十八日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十九年一月十七日（火）	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成二十九年一月二十四日（火）	午前九時	
平成二十九年二月二十一日（火）	午前九時	
平成二十九年二月二十八日（火）	午前九時	
平成二十九年三月二十一日（火）	午前九時	
平成二十九年三月二十八日（火）	午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。